

第二百七十七号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年十二月十日」を「令和十一年十二月十日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十二月十一日から施行する。

（提案理由）

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（令和六年環境省令第二十九号）の施行による排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準の適用期限を延長する必要がある。